

令和9年度及び令和10年度 米子市測量等業務入札参加資格審査申請書提出要領

米子市の測量等業務の指名競争入札に参加を希望する者は、次の事項に注意して提出書類を作成し、提出すること。

1 受付期間等（※鳥取県の有効期間とは異なるので注意すること。）

受付期間			有効期間
第1期	第1回	令和8年10月1日～令和9年1月31日	令和9年6月1日～令和11年5月31日
	第2回	令和9年4月1日～同月30日	令和9年7月1日～令和11年5月31日
	第3回	令和9年7月1日～同月31日	令和9年10月1日～令和11年5月31日
第2期	第4回	令和9年10月1日～令和10年1月31日	令和10年6月1日～令和11年5月31日
	第5回	令和10年4月1日～同月30日	令和10年7月1日～令和11年5月31日
	第6回	令和10年7月1日～同月31日	令和10年10月1日～令和11年5月31日

TCASを利用する方法以外の方法による提出にあつては、米子市の休日を定める条例第2条第1項に規定する市の休日を除く。

持参による提出の場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

郵便又は信書便による提出の場合は、各提出期間の末日の午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

申請書類の訂正、修正、不備等による追加・再提出は、受付期間最終日の翌月末までとし、それまでに申請書類が整わない場合は受付を取り消す場合があるので注意すること。

2 提出方法及び提出先

【TCAS】 TCASに必要な事項を入力し、及び必要書類を添付して申請するものとする。

【紙】 提出方法：持参又は郵便若しくは信書便とする。郵便等の場合は、書留郵便又は受領記録が残る信書便（レターパック等）を用いること。

提出先：〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部契約検査課

TEL:0859-23-5364 FAX:0859-23-5367

3 提出書類

提出書類	TCAS	紙申請
入札参加資格審査申請書類チェックシート（測量等業務）	不要	○
測量等業務入札参加資格審査申請書（様式第1号）	システムへ入力	○
総括表（様式第2号）	システムへ入力	○
登録営業所一覧表（様式第3号）	システムへ入力	△
測量等業務実績調書（様式第4号）	システムへ入力	○
役員等調書兼照会承諾書（様式第5号）	システムへ入力	○
市税等同意書兼誓約書（様式第6号）	システムへ入力	○
業態調書（様式第7号）	システムへ添付	○
印鑑証明書又は使用印鑑届（様式第8号）	システムへ添付	○
委任状	システムへ入力	○
貸借対照表及び損益計算書等（いずれも写し可）	システムへ添付	○
登録の証明書の写し	システムへ添付	○
現況報告書等の写し	システムへ添付	△
実績証明	システムへ添付	○
登記簿謄本又は登記事項証明書（個人の場合は住民票の抄本）	システムへ添付	○
消費税及び地方消費税の納税証明書	システムへ添付	○

4 記入方法

各様式への記入に当たっては、次により明瞭に記載すること。

(1) 測量等業務入札参加資格審査申請書（様式第1号）※TCASで申請の場合はシステムへ入力

「営業所登録（受任者）の有無」の欄について、代表者以外の者に入札、契約等の権限を委任する場合は、「有」と記入の上、様式第3号を作成すること。

(2) 総括表（様式第2号）※TCASで申請の場合はシステムへ入力

ア 希望業種、業務

入札参加を希望する業種、業務に○印を記入すること。ただし、次の業種区分においては、それぞれ該当する登録が必要である。

業種区分	必要な登録
測量業務	測量法第55条第1項の規定による測量業者の登録
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所の登録

イ 業者登録

建設コンサルタント登録を受けている場合、地質調査業者の登録を受けている場合又は補償コンサルタント業者の登録を受けている場合にあっては、それぞれ該当する部門に○印を記入すること。

ウ 営業年数等

資格審査を希望する業種に係る事業開始日（2以上の申請業種の場合は、最も早い開始日）から申請日までの期間とし、当該業種で中断した期間を控除した期間（1年未満の端数は切捨て）を記入すること。

※組織変更、家業相続等が行われ、かつ、現企業と前企業（前営業体）との同一性を保持していると認められている場合は、前企業（営業体）の創業年をその起点とすることができる。

※吸収合併の場合は存続会社の営業年数とし、新設合併の場合は消滅会社の営業年数の算術平均により得た値によるものとする。

エ 業者登録の状況

次の表に掲げる業者として登録を受けている場合は、申請日において最新の登録番号及び登録年月日を記入すること。

測量業者	測量法第55条第1項による登録
建築士事務所	建築士法第23条第1項による登録
建設コンサルタント業者	建設コンサルタント登録規程第2条第1項による登録
地質調査業者	地質調査業者登録規程第2条第1項による登録
補償コンサルタント業者	補償コンサルタント登録規程第2条第1項による登録

オ 常勤の職員数

○次の区分に従い、申請日時点における常時雇用している職員の数を記入すること。

- ・技術職員：設計、測量、建設コンサルタント等の業務に主に従事している者
- ・事務職員：営業、総務、管理等の業務に主に従事している者
- ・役職員等：個人事業主における事業主、法人事業主における常勤役員（監査役を除く。）

「常勤」及び「常時雇用」に該当するのは、申請者に従事し、客観的な判断事項（定期・定額の給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を満たす者であり、パートタイム労働者等は、その対象としないこと。

「役職員等②」の欄には、技術職員と事務職員の合計人数の内数を記入すること。

カ 測量等業務実績高

対象期間は、受付期間の区分に応じ、次のとおりとする。

第1期：令和7年4月1日から申請日までの期間

第2期：令和8年4月1日から申請日までの期間

○「合計」の欄は、損益計算書に記載されている金額と一致させ、該当箇所をマーキングすること。

○決算期の変更等により、直前の営業年度の対象期間が12か月に満たない場合は、直前の営業年度に加え、更にその前の営業年度についても記入すること。

キ 有資格者（人）

該当する資格について、申請日時点の該当者の人数を記入すること。

○1人で2以上の資格を有している者がある場合は、それぞれ重複して計上すること（延べ人数を記入）。

○技術士及び補償業務管理士について、1人で複数部門の資格を有している場合、更に、技術士において同一部門において選択科目が異なる場合においても、それぞれ重複して計上すること。

○1人で同一種類である「一・二級」の資格を有している場合は、一級のみ計上する。

○「〇〇〇計（実人数）」とある記入欄は、延べ人数ではなく、実人数を記入すること。

(3) 登録営業所一覧表（様式第3号）※TCASで申請の場合はシステムへ入力

代表者以外の者に入札又は契約等の権限を委任する場合に記入すること。

※ 登録できる営業所は、1か所までとする。

※ 「所在地」の欄には、測量等業務の契約時に使用する住所を記入すること。

(4) 測量等業務実績調書（様式第4号）※TCASで申請の場合はシステムへ入力

ア 入札参加資格を希望する業種ごとに、第1期については令和7年4月1日から申請日までの間、第2期については令和8年4月1日から申請日までの間に成果品を納入した業務（民間も可）について、代表的なものを1件記入すること。

イ 複数の業種内容を含む同一契約の実績がある場合は、それぞれの希望業種に同一件名を記入しても差し支えない。この場合は、「請負代金の額」の欄の上段に契約の全体額を、下段に該当業務に係る金額を記入すること。

(5) 役員等調書兼照会承諾書（様式第5号）※TCASで申請の場合はシステムへ入力

ア 商業登記簿の謄本又は登記事項証明書に記載されている全ての役員（監査役等を含む。）及び（3）で登録する営業所の代表者（受任者）について記入すること。

イ 提出に当たっては、暴力団員であるか否かの確認のため、氏名及び生年月日の個人情報が使用されることについて、必ず当該名簿に記入されている者全員の同意を取ること。

(6) 市税等同意書兼誓約書（様式第6号）※TCASで申請の場合はシステムへ入力

米子市税等の納付義務の有無について、どちらかに必ずチェックを入れること。

(7) 業態調書（様式第7号）※TCASで申請の場合はシステムへ添付

資本関係又は人的関係がある他の入札参加資格者の有無を記入すること。

(8) 印鑑証明書又は使用印鑑届（様式第8号）※TCASで申請の場合はシステムへ添付

ア 見積り、入札、契約等の手続に使用する印鑑の印鑑証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）を提出すること。

イ 実印以外の印を見積り、入札、契約等の手続に使用する場合は使用印鑑届（様式第8号）を提出すること。

(9) 委任状※TCASで申請の場合はシステムへ添付

測量等業務入札参加資格審査申請書（様式第1号）の営業所登録（受任者）の有無が「有」の場合は、提出すること

(10) 貸借対照表・損益計算書※TCASで申請の場合はシステムへ添付

第1期に申請する場合は令和8年10月1日の属する営業年度の直前の営業年度、第2期に申請する場合は令和9年10月1日の属する営業年度の直前の営業年度の貸借対照表及び損益計算書

(11) 登録の証明書の写し※TCASで申請の場合はシステムへ添付

ア 測量業務を希望する場合

測量法第55条第1項の規定による測量業者の登録又は建設関連業の登録業者に関する情報提供システム（以下「情報提供システム」という。）より出力した「測量業登録企業情報一覧」

イ 建築関係建設コンサルタント業務を希望する場合

建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所の登録

※いずれも申請日前3か月以内に発行されたもの

(12) 現況報告書等の写し※TCASで申請の場合はシステムへ添付

（更新年のため様式第2号に記載の登録番号と異なる場合は、更新通知も併せて添付すること。）

ア 土木関係建設コンサルタント業務を希望する者のうち、建設コンサルタント登録規程第2条第1項の登録を受けている場合

申請日において最新の建設コンサルタント現況報告書（建設コンサルタント登録規程別記様式第16号）に確認印を受けた副本又は情報提供システムより出力した「建設コンサルタント登録企業情報一覧」

イ 地質調査業務を希望する者のうち、地質調査業者登録規程第2条第1項の登録を受けている場合

申請日において最新の地質調査業者現況報告書（地質調査業者登録規程別記様式第16号）に確認印を受けた副本又は情報提供システムより出力した「地質調査業登録企業情報一覧」

ウ 補償関係コンサルタント業務を希望する者のうち、補償コンサルタント登録規程第2条第1項の登録を受けている場合

申請日において最新の補償コンサルタント現況報告書（補償コンサルタント登録規程別記様式第14号）に確認印を受けた副本

(13) 実績証明※TCASで申請の場合はシステムへ添付

様式第4号に記載した各業務についての実績を証明する書類（添付する際の優先順位は、アからウの順。

アは写し可。イ及びウは写し）

ア TECRIS（測量調査設計業務実績情報サービス）の「登録内容確認書（業務実績）」又は PUBDIS（公共建築設計者情報システム）の「業務カルテ受領書」

イ 上記書類が無い場合

「契約書」及び「完成検査結果通知書」

ウ イのうち、「完成検査結果通知書」が無い場合

「契約書」及び「同契約が完了したことが確認できる書類（例：注文者の受領証、委託料が振り込まれた通帳等）」

※「契約書」において、契約名を見ても希望業種の実績であることが判断しにくいと思われる場合は、業務内容を確認できる仕様書等を別途添付すること。

(14) 商業登記簿の謄本等（いずれも写し可）※TCASで申請の場合はシステムへ添付

【法人の場合】

- ・ 商業登記簿の謄本又は登記事項証明書

【個人の場合】

- ・ その者の住民票の抄本

※いずれも申請日前3か月以内に発行されたもの

(15) 消費税及び地方消費税の納税証明書※T C A Sで申請の場合はシステムへ添付

【法人の場合】

- ・ 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3）

【個人の場合】

- ・ 所得税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2）

※広島国税局では、納税証明書の税務署への請求方法を、原則 e-Tax（WEB 版）を使用したオンライン請求（下記①又は②の方法）としているため、手続方法について下記リンクを確認すること。

- ① 電子証明書と e-Tax の I D を使用することで P D F 形式の電子納税証明書を取得
- ② 電子証明書を使用せず e-Tax の I D を使用して事前に請求することで来署予定日に書面形式の納税証明書を取得

（国税庁 HP）<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

※いずれも申請日前3か月以内に発行されたもの

5 資格の有効期限

令和9年度及び令和10年度における入札参加資格の有効期限は、令和11年5月31日とする。ただし、当該入札参加資格を付与された者が次の(1)から(3)までに掲げる事由に該当する場合には、それぞれ(1)から(3)までに定める日とする。

- (1) 6に掲げる者のいずれかに該当したとき。市長又は上下水道事業管理者が当該事実を確認した日の前日
- (2) 当該入札参加資格に係る事業を継続していないとき。市長又は上下水道事業管理者が当該事実を確認した日の前日
- (3) 令和9年度及び令和10年度における入札参加資格が決定されないとき。当該決定の日の前日

6 注意事項

次に掲げる者は、入札参加資格を認めない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 測量等業務入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をした者又は重要な事実について記載しなかった者
- (3) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先との取引の停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 測量業務の入札参加資格を希望する者で、測量法第55条第1項の規定による測量業者としての登録を受けていないもの
- (5) 建築関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を希望する者で、建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を受けていないもの
- (6) 消費税及び地方消費税並びに米子市の市税等を滞納している者
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは

暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員を役員等（役員、支配人その他経営に事実上参加している者をいい、非常勤である者を含む。）としている者

※漏水調査の委託調査については、物品・役務での申請手続を行うこと。